

# 事業に役立つ！事務所通信

## 新たな担保制度〈企業価値担保権〉

今年6月7日に「事業生融資の推進等に関する法律案」が成立し、新たな担保制度として「企業価値担保権」が創設されることになりました。今回は企業価値担保権について分かりやすくお伝えして参ります。ぜひこの機会に内容を把握してください。

### ■ 企業価値担保権とは？

企業価値担保権は、これまで一般的に担保の対象として活用されていた有形資産（不動産など）に加えて、事業のノウハウや特許等の知的財産、顧客基盤などの無形資産を含めた全ての財産、つまり企業価値全体が担保権の対象となる制度です。

これまで、金融機関による融資においては、不動産担保や社長の連帯保証（経営者保証）に依存したものとなってきましたが、事業の将来性や稼ぎ出すキャッシュフローに注目し、その価値を担保に融資がされることが期待されています。また、それに伴い、金融機関による貸付先企業へのより緊密な経営支援が行われることが期待されています。

### ■ 企業価値担保権の活用メリット・ポイント

（1）不動産等の有形資産を持っていない企業であっても将来性があり成長可能性を評価できればその企業の持つノウハウ、顧客基盤等の無形資産も含めた企業価値を担保とし評価して融資を行うことが可能となる。（事業性評価による融資）

（2）企業価値担保権を活用する場合、債務者に粉飾がある等の例外を除いて、経営者保証の利用が制限される。

（3）企業価値担保権を設定した金融機関にとって企業価値担保権を設定した対象会社の業況が悪化することは担保権の毀損につながる為、積極的に対象会社の業況を継続的に把握し、必要に応じて様々な支援をしていくこととなる為、結果的に業況悪化に早期に気づくことができ、経営改善に向けた支援が迅速に行うことができる。

（4）企業価値担保権を設定した金融機関は上記のように対象会社を継続的にモニタリングすることとなる為、事業生を深く理解できる為、万が一事業再生フェーズになったとしても、複数の債権者の調整等を効率的に主導することが可能。

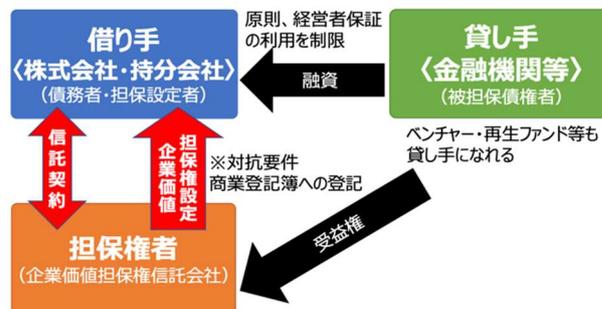
### ■ 想定される利用シーン

上記の活用メリットが期待されることから下記のシーンでの活用が想定される。

- ① **スタートアップ支援** ⇨ 成長性が高いものの有形資産が乏しいスタートアップへの融資をしやすくする
- ② **事業承継局面** ⇨ 経営者保証がネックとなる場合に本制度を使い経営者保証を解除してスムーズな承継を推進。
- ③ **事業再生・経営改善局面** ⇨ この局面での無担保融資は難しいが本担保権が資金調達にプラスとなりうる。

### ■ 企業価値担保権のスキーム

企業価値担保権は一般的な担保権とは違い担保権の設定的信託を前提としており、担保権者となるのは新設される「企業価値担保権信託会社」です。借り手と担保権者の間で企業価値担保権信託契約を締結して担保設定が行われます。



なお、A銀行が融資をし、企業価値担保権信託会社にもA銀行がなるように、担保権者と貸し手が一致することは可能です。企業価値担保権信託会社になる為には内閣総理大臣の承認が必要です。

### ■ 他者の為には設定できない

不動産担保の場合、自分の所有する不動産を第三者の融資の担保に差し出すことが可能です（物上保証）。しかし、企業価値担保権は自己の債務を担保する為のみ設定可能であり、他者の債務を担保する為に設定することはできません。

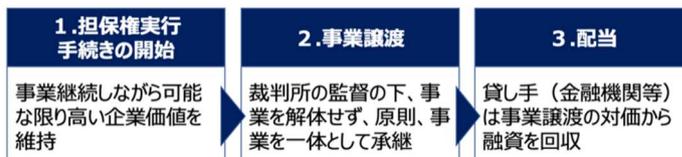
### ■ 担保設定した場合の制限

借り手企業は企業価値担保権設定後も担保目的財産の利用や処分が可能です。しかし、次の行為は、担保権者の同意を得なければならず、同意なく行った場合は無効となります。

- ① 重要な財産の処分
- ② 事業の全部または重要な一部の譲渡
- ③ 正当な理由なく商品または役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価での供給をする

### ■ 担保権が実行されたら…

債務弁済期限が到来しても返済ができない等の場合には、企業価値担保権信託会社によって手続きが行われます。実行手続の開始が決定されると裁判所は管財人を選任し、管財人が事業経営権や財産処分権を得て目的財産の換価を行います。原則として、裁判所の許可のもと事業譲渡によってなされます。



紙面の都合で担保権実行の詳細まで触れられませんが、今後の中でお伝えできればと思います。弊所は、資金調達、銀行取引のご支援を得意としていますので、お気軽にご相談ください。

# 事業に役立つ！事務所通信

2024年9月7日発行

第26号

たかしま行政書士事務所発行